

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する御意見に対する回答

	御意見の内容	御意見に対する回答
1	<p>この原則「機構から賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者は、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること等の要件を備えなければならない」は崩すべきではありません。一刻もはやく自給率 100%を達成すべきときに、例外など設けるべきではありません。他の、農業に不向きな土地を活用してください。特に再生可能エネルギー発電に利用しようとしているのであれば、なおさら反対です。</p>	<p>機構から受ける賃借権の設定等又は所有権の移転に係る要件が緩和される場合については、地方公共団体や農業関係団体が農業上の利用を目的として公共的・共同的事业を行う場合など、現行基盤強化法施行令第6条と同様のものを規定するものであり、これまでの原則を変更するものではありません。</p> <p>(参考) 現行基盤強化法施行令 (利用権の設定等に関する要件が緩和される場合) 第六条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合(第二号から第四号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地(以下「対象土地」という。)を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。)とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>地方公共団体が対象土地を公用又は公共用(農業上の利用を目的とする用途に限る。)に供するため利用権の設定等を受ける場合</u></p> <p>三 <u>農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合</u></p> <p>四 <u>農地法施行令第二条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合</u></p> <p>五 <u>その他農林水産省令で定める場合</u></p>